

○一般社団法人 太陽光発電協会

1. 関係法令の許認可取得を認定申請の要件にすることの具体的な問題点（資料1の9頁）

関係法令の許認可取得が申請要件とされた場合、以下の3つの観点から、優良な事業者にとっては足かせとなり、再エネの普及拡大を阻害する懸念があると考え。理由は以下の通りである。

- ① **運転開始までのリードタイムの長期化**：従来は、関係法令許認可手続きと認定申請手続きを並行して行うことが出来たが、関係法令許認可の取得後にしか認定申請が出来なくなれば、申請から認定取得までの期間（3カ月～5カ月程度との認識）だけリードタイムが長くなり、その間の人件費を含む費用負担が増え、結果的に発電コスト低減が難しくなる。
- ② **事業採算性が不確実な状況での許認可手続き実施の困難さ**：例えば、保安林以外の普通林における「**林地開発許可制度**」では、事前協議書の提出から、住民説明、本申請、現地調査・内容審査を経て許可が下りるまで多くの時間（場合によっては1年以上）を要し、また高度な専門的知識を有する人材や専門業者等を確保しておく必要がある。現状では買取価格を確定させ事業採算性が見通しが立った上で、このような許認可手続きに多くの時間と人的資源を投入することができた。もし、許認可取得が認定申請の要件となれば、売電価格が確定せず事業採算性が確認できない状況で許認可手続きに多くの時間と人的資源を投入することが必要となるため、このような案件の開発を事業者が諦めてしまうことが懸念される。特に太陽光発電の場合、税引き前のIRRが4%と低い投資リターンを前提に調達価格等が設定されているため、事業者は高いリスクを取れない。
- ③ **林地開発許可申請に求められる「資金計画書」「融資証明書」の提出**：林地開発許可申請には「**資金計画書**」と「**融資証明書**」の提出が求められる。「**資金計画書**」においては収支計画を記載する必要があるが、現状では「**FIT事業認定**」を収入のエビデンスとして認めてもらえるが、FIT事業認定が無い状況での収入のエビデンス提出が困難となる。また、「**資金計画書**」には「自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類」として、借入が必要な場合は「**融資証明書**」を提出する必要がある。従来は、「FIT事業認定」があれば金融機関から「**融資証明書**」を発行してもらえていたが、「FIT事業認定」が無く売電先も売電単価も未定の状況では「**融資証明書**」を発行してもらえない可能性があり、林地開発許可の申請を受け付けてもらえない懸念がある。

2. 関連法令の許認可取得状況を確認する方法に関して（資料1の9頁）

関係法令の許認可取得が申請要件とする目的は、許認可の取得を事業者確実に実施させ、事業規律の厳格化と法令違反状況を発生させないことであると理解する。その為には、まずは関係省庁、自治体、電力広域的運営推進機関、一般送配電事業者間の連携及びDXの推進により、関係法令の許認可取得状況と再エネ特措法の事業認定のステータス情報のタイムリーな共有化・一元管理化を、事業認定ID等をキーとして図ることが肝要と考える。そうすることで、許認可取得が取れてない状況でFIT買取が開始されたり、FIPのプレミアムが付与されたりといった、法令違反状況の発生を回避することが出来るようになる。その一例として、FIT買取の開始前に、認定事業者による関係法令の許認可取得状況の報告を義務化したり、「使用前自己確認」の報告等の際に許認可状況を確認したりすることで、許認可取得が確認されない限り、FIT買取やFIPのプレミアム付与が開始されないようにすることが出来るようになる。

3. FIT・FIPを利用しない場合の融資はどうやっているか（資料1の9頁に関連して）：

FIT・FIPを利用しない場合は、小売事業者や需要家等と長期電力売買の相対契約を結ぶこと等により、売電先と

売電収入を一定程度確定させた上で金融機関と融資契約を結び、事業者によっては関連法令の許認可の取得に必要な経費等の融資を受けていると理解している。そのうえで、関連法令の許認可取得が確認されれば、発電所建設に関わる費用の融資が開始されるのが一般的との認識である。

4. 違反状況の未然防止・早期解消措置の新設について補足説明（資料1の10頁に関連して）：

違反状況が判明した場合は、認定取り消し等の措置が迅速かつ適切に実施されているとの認識であり、当協会としても当然そうすべきと考えている。一方、当協会では、太陽光発電設備の地域との共生と法令順守の徹底を推進する目的で、全国各地の発電所の点検を自主的に実施している（既に700カ所以上）。そこで判明したのは、なかには、柵塀や標識の設置が再エネ特措法のガイドラインに適合しておらず、法令遵守違反が疑われるケースがあることである。このような、直ちに地域住民の迷惑とはならないが、法令遵守違反が疑われるケースにおいては、認定を取り消す前に、まずはHPで公表し改善を促す等の措置を新たに設けることが、法令違反の未然防止・早期解消に資すると考える。

5. 地域とのコミュニケーション要件化に関して（資料1の14頁）

一定規模以上の発電設備の場合には、説明会の開催等を含め、地域への周知を徹底することは当然のことである。太陽光発電の場合、発電所の設置場所や規模により、開発によって影響を受ける地域や影響内容が大きく異なる。従って、重要なのは、発電所の設置場所や規模等の特性を踏まえて、効果的かつ地域に配慮した住民への周知と意思疎通を図ることである。その方法としては、まずは計画段階において関係する自治体（県・市町村）とコンタクトし、「開発により影響を受ける地域」、「連絡可能な自治会・町内会等の幹部」、「効果的な住民への周知・意思疎通の方法や留意点」等に関してアドバイスを頂戴することである。その上で、当該地域の特性に合った周知・コミュニケーションを図り、例えば、農繁期の影響等で説明会の開催が難しい場合は、自治会・町内会の幹部の方々に説明を行い、その他の住民の方々には回覧板や資料の配布で周知を図り、また住民の要望等は、自治会・町内会の幹部の方々を通じて集めるといった方法がある。

なお、事業譲渡の際の手續強化策として、変更認定申請において、地域への周知の義務化が論点として示されているが、事業譲渡が機微な経営情報に該当する場合、事業譲渡の機関決定がなされるまでは公表できないケースがあるため、地域への周知のタイミングや周知の方法に関しては留意が必要である。

6. 認定事業者の責任明確化について（資料1の17頁）

認定事業者は企画立案から設備撤去までの全期間で事業に関わることになる。事業形態や法令によっては、認定事業者が直接的には当該法令の義務を負わないケースもあるが、委託元としての責任、また関係法令の遵守が求められる再エネ特措法上の義務からは当然逃れられないと考える。当協会では、発電事業者（認定事業者）としての責務を全うすることの重要性に鑑み、本年8月に発電事業者の自主的な行動理念と行動原則を定め公開している。<https://www.jpea.gr.jp/news/4502/>

○一般社団法人日本風力発電協会

<回答に当たっての基本的な認識>

再エネ発電事業全体においては、現行制度の創設以降に新規参入した再エネ発電事業者がおり、その中には残念ながら、専門的な知識が不足したまま風力発電の事業開発、事業計画を企画立案する者が存在し、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られていないことや、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が顕在化していることは承知しております。

そのため、現に浮き彫りとなっている様々な課題への早急な対応が求められていること、事業規律を徹底するための具体化が必要なことも十分に認識しており、委員各位における現状認識とは相違ないところです。

1. 全体として風力発電については例外的取り扱いを求められているように思う。風力発電について例外的取り扱いを正当化する論拠をさらに詳しくご説明いただけないか。

一般的に、風力発電事業においては、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行っており、特に、景観を含めた環境保全の観点からは環境アセスメント手続を経た上で、風力機関（風車本体）の設置場所や送電線路、管理用道路等の設置場所が確定することになります。また、上述の観点から、1～数基の風力発電事業を除き、大半の風力発電事業については環境アセスメント準備書への経産大臣勧告又は不勧告通知が出された段階で、発電設備の設置場所が確定に近い状態となります（評価書確定まで至らないと設置場所が確定しない事業計画も存在します）。加えて、環境アセスメント手続と並行して、発電設備を設置する予定である土地の利用に係る許認可の可能性を確認するために関係法令及び条例の行政当局への事前相談等も行っており、許認可に必要な助言や指導をいただくことも一般的な対応となっています。なお、土地利用に係る許認可申請については詳細な事業計画の提出が求められているため、事業計画が確定しないと受け付けられていないのが実態です。

これらは、山間部・森林エリアにおける地熱発電事業とは似ている点ですが、他の再エネ発電事業とは異なる事業特性と理解しています。また、大半の風力発電事業者においては関係法令の規定を遵守し、現行の事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行っていることから、第2回WGでもご説明した通り、電源ごとの特性や事情等を踏まえ、特に、手続の厳格化等の対応については丁寧且つ慎重に議論を行っていただきたいと考えています。

2. 再エネ発電をするには環境アセスを経て必要な許認可を取得しなくてはなりませんから、認定の前に各種許認可を得ることが義務付けられることにどういった支障があるのか。また、許認可取得が事前申請要件となった場合、どのような運用の変更をすれば実務が機能するのか。

ご質問1.への回答にも記述していますが、土地利用に係る許認可申請については詳細な事業計画の提出が求められているため、事業計画が確定しないと受け付けられていないのが実態です。詳細な事業計画においては、例えば、資金計画の提出も求められているため、資金調達方法の詳細と共に、事業収入の元となる売電価格を予め決定しておく必要があることから、許認可の申請までに事業計画認定を取得する必要があります。

上記と共に、提出が求められる事業計画では発電設備の設置場所が確定していなければならないため、事業計画認定が取得できなければ、許認可の申請自体ができないことになります。そのため、実務上機能するような運用変更の妙案は、残念ながら現時点では見出せておりません。

3. 全ての再エネ発電事業に対する萎縮効果をもたらす」とされており、具体的にどのような萎縮効果があるのか。

上記の基本的な認識でも述べている通り、現行制度の創設以降に新規参入した再エネ発電事業者がおり、その中には残念ながら、専門的な知識が不足したまま風力発電の事業開発、事業計画を企画立案する者が存在しています。そのような再エネ発電事業者にとっては規制強化が新たな事業開発を進めることへの障壁となり、結果として事業開発を断念し、或いは、再エネ発電事業から撤退することが想像されるため、この想像される状況を萎縮効果と表現しました。

一方で、規制強化することにより、事業規律が徹底されていない再エネ発電事業者を適切な事業を行う者に誘導できるのであれば、それは必要な措置であると考えており、第2回WGでもご説明した通り、発電設備の特質に応じて適切に分類・明確化し、且つ、発電設備ごとに異なる規制（適用の要否）とすることを念頭に検討していただきたいと考えています。

4. これまでどんなプロセスを経てどんな手法でコミュニケーションを取っていて、トラブル回避に有効な手法としてどういうことがあるのか。また、今後本当に何も追加的なことをしなくてもトラブルが出ないと考えているのか。

第2回WGでご説明した通り、主に土地開発前段階において、風力発電事業者等により、地域説明会の開催や地域の方々が参加する現地視察等を適宜実施しています。また、土地開発前段階のみならず、設備設置～運転開始以降においても、地域共生のための各種活動の実施及び地域活動への参加を適宜対応しているのが一般的なコミュニケーション手法になります。

上記の他、地域の方々に加えて有識者や他のステークホルダーも交えたワークショップや協議の場を設定・開催する等、地域の方々との対話を重視し、地域からのご意見等を事業計画に反映する等の対応も行っています。

○全国小水力利用推進協議会

(注)今年度からFIP制度が始まりましたが、過去実績はすべてFITであることなどから、FIPも含めて「FIT」と記述します。

1. 融資に関する表明書類と法令手続・諸契約

金融機関の融資審査を受け、関心表明書等の文書を発行してもらうためには、法令手続や諸契約が進められていることを示す必要があります。そして法令手続については、申請書類を提出し受理されることを条件とすることがあります。

つまり現状では下記①⇒③の順に手続が進んでいます。

- ① FIT法を含む行政手続申請書の提出
- ② 金融機関関心表明書等の発行 [資料1] [資料2]
- ③ 許認可取得・・・①から180日以内 [FIT法180日ルール]

FIT法の申請を③より後にすると、②が得られず、③の許認可が受けられなくなるおそれがあります。

委員会で桑原委員から「運用で改善できないか」という趣旨のご指摘があったと思います。上記問題を運用で改善するとすると、一案として

- 国が金融機関に対して「FIT手続未着手であっても、他の法令手続が進んでいれば関心表明書等の文書を出すべし」ということを徹底する

といったことが考えられますが、金融機関がそのような対応を受け入れるかどうか、不透明です。

2. 工事期間延長による不利益

2-1. 影響を受ける期間・直接的費用

他の手続完了後にFIT申請を受け付けることになると、処理期間≒3か月手続期間が延びます。

中小水力発電の場合、雪国のポテンシャルが大きい一方、雪国では積雪期間の工事ができないことも珍しくありません。

たとえば、工事期間中に積雪期を1回はさむ工程計画に対して、処理期間のタイミングにより積雪期を2回はさむことになれば、4～5か月の遅れを引き起こす可能性があります。また、増水期（雪解け・梅雨・台風シーズン等）には河川区域内工事が行えず（許可されず）、さらに工期が延びることがあります。

工期が延びると、建設中金利（着手金その他営業運転前に支払う工事代金等を調達するため、金融機関借入を行うのが一般的です）の負担が増大します。

また、工期延長を回避するため、積雪期（河川流量は低位安定）に除雪して工事することがありますが、その場合除雪費用が追加され、雪崩リスクも発生します。

2-2. 調査設計費用・土地購入費用に関する資金繰り

中小水力発電は、測量・地質調査・土木設備設計等、調査設計段階で数千万円の費用がかかるのが一般的です。数億円規模の事業の場合、多ければ10%程度の費用を、諸手続より前に自己資金でまかなう（諸手続前の費用は金融機関借入ができないのが一般的）ことがあります。

土地購入に関しても、手続上はFIT認定取得後に売買実施という条件付契約でも問題ありませんが、現実問題としては、契約後速やかに買い取りを求められることがしばしばあります。

手続期間が延び、営業運転が遅れると、とくに手元資金が少ない小規模事業者にとり、資金繰り負担が軽くありません。

2-3. 占用費用

土地の占用料金は許可日から発生するので、運用開始までの期間は収入がゼロにもかかわらず負担が発生します。

大関委員から「リードタイムが長期化し入札になることが問題か、認定が後ろに倒れることで調達価格とか基準価格が変わることが問題か」という趣旨のご質問がありましたが、2-1～2-3に書いたように、遅れによる出費の増大や資金繰りが主要な問題になります。

3. その他法令関係（保安林解除手続）

保安林の解除手続において、FITの事業認定書を求められます。現状では下記①⇒⑤の手順で事業の実施については対応できています。ただし、土地の権原に関係している場合には180日ルールに間に合いません。

- ① 保安林手続申請・FIT申請
- ② FIT認定書取得⇒保安林管理者に提出・・・①の約3か月後 [FIT法の標準手続期間]
- ③ 保安林協議書提出・・・①から180日以内 [FIT法180日ルール]
- ④ 保安林解除・・・①から約2年後 [一般的な手続期間] ⇒土地の権原取得に間に合わない
- ⑤ 着工・竣工・・・②から7年以内に竣工 [FIT法]

4. まとめ

少なくとも中小水力については現行の180日ルールで順調に事業化がすすめられており、一部の悪質な事業計画を阻止するために善良な多くの事業者が不安定な状況に追い込まれることが適切かどうか、神山委員が言われた「最適値」がどこなのかをご検討頂きたいと思います。

また、土地の権原が保安林解除手続と関係している場合には、現行の180日ルールに間に合わせる事が非常に厳しい現状がありますので、何らかの対応をご検討いただきたく、お願いいたします。

5. 資料出典

[資料1] 風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/gaiyo/kasituke/attach/pdf/kokuyuurinyanokatsuyou-51.pdf

[資料2] 水力発電水利審査マニュアル（案）平成25年4月第二版

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf

審査基準に「実行の確実性」があり、資金調達に関して融資の確実性が問われることがあります。

○那須塩原市

1. 条例制定に当たり苦勞された点

既存の市景観条例などに太陽光発電施設の設置を規制する規定がなく、「太陽光発電事業と地域との調和に

関する条例（以下「調和条例」）で独自に、禁止区域や抑制区域を設定する点が苦勞した。

当該区域の設定において、法の規定から逸脱する内容にすることができず、実行力が限定されるつくりとなった。

2. 国の法令に期待する点

地方自治体の条例が引用する形で、太陽光発電施設の設置を直接規制できるような法規定があると、条例に実行力が伴うと考える。

地元説明会は、地元住民の意見を事業者に伝える場として機能していることから、法規定で「事前の地元説明義務化」とすることは望ましい。

3. 条例に関しては申請のタイミングがいつなのか、FIT・FIPの認定時と各種土地規制許可とのタイミングとの関係をもう少し教えていただきたい。

- ・ 他の許認可申請と時期を調整するような指導は行っていない。
- ・ 市が許可権者である林地開発及び農地転用については、「許可日が同一」となるように市内部で調整をしている。
- ・ 「FIT・FIP認定との関係」については、現状として、既にFIT認定を受けている案件が、林地開発、農地転用及び調和条例に基づく許可の申請をしてきている。

4. 処理できる件数というのが年間どの程度の想定か。

令和4年度上半期において、20件の事前協議を処理した。その経験から、年間60件程度は処理可能と考える。

参考までに、環境課は課長以下総勢8名で、調和条例を所管している係は係長も含め3名体制。当該係は、公害対策や自然環境保全などを含む環境施策全般を担当しており、調和条例に特化して対応できるものではない。

○山梨県

1. 処理できる件数というのが年間どの程度の想定か。

年間の処理件数の想定はないが、条例施行後現在に至るまで、許可申請はゼロ件である。

2. 林発の許可内容の話で売電が継続だったとあるが、これは林地開発の完了検査は終わっていなかったのか、それとも終わっていたけれども見逃されていたのか。

林地開発許可の完了検査は終了していない。